

新アリーナ整備に係る検討支援業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務名

新アリーナ整備に係る検討支援業務

2 業務内容

別紙「新アリーナ整備に係る検討支援業務基本仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務費

本業務に係る費用は22,770,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 応募資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、単体企業として参加する者が共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることは認めない。

(1) 単体企業の応募資格

- ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ウ 公示の日現在から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- オ 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- カ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからオの条件をすべて満たしていること。なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。
- キ 提案書の提出者又は再委託予定事業者が、平成23年4月1日以降に発注され、元請として契約中または履行済みの、次に該当する業務の実績を1件以上有していること（共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。
 - ・ 5,000席以上の観客席数を有する（又は予定している）アリーナその他これに類する集客施設の整備に係る発注者支援業務（アドバイザー業務等を含む。）。ただし、国又は地方公共団体が発注した業務に限る。

(2) 共同企業体の応募資格

参加者は、以下の要件を満たす者であること。

- ア 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。
- イ 構成員のすべてが(1)アからオの条件を全て満たすこと。
- ウ 再委託を行う場合の再委託予定事業者については、(1)アからオの条件を全て満たすこと。なお、

- 再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。
- エ 構成員のうち1者以上又は再委託予定事業者が、(1)キを満たしていること。
 - オ 提案書の提出までに本業務共同企業体に係る協定を締結していること。
 - カ 構成員の分担業務が、業務の内容により、本業務共同企業体協定書において明らかであること。
 - キ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることはできない。
 - ク カの協定締結に係る共同企業体結成届、共同企業体協定書の写し、委任状（以下「共同企業体結成届等」という）を応募参加資格確認申請書提出時において添付すること。ただし、応募参加資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までに締結し、共同企業体締結届等を添付すること。締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

6 応募参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※共同企業体の場合は構成員ごとにア及びイを提出すること。

再委託する場合は再委託予定業者ごとにイを提出すること。

ア 応募参加資格確認申請書（様式1） 1部

イ 5の応募資格(1)イが確認できる書類

(ア) 広島市税の納税証明書 1部

広島市長が発行する市税納税証明書（証明年月日が応募参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの。）

(イ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署長が発行する納税証明書「その3の3」（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ウ) 本市に納税義務がない場合は、広島市税の納税証明書にかわる申立書（様式7） 1部

本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類（登記の写し等）も添付すること。

ウ 共同企業体結成届等（様式2-1、2-2、2-3） 各1部（共同企業体で応募する場合で、協定の締結がなされている場合）

(2) 提出期間

公示日から令和8年7月15日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

12の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 参加資格確認結果の通知

応募参加資格申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 提案書等の作成と提出

(1) 提案書の作成

表紙には、「新アリーナ整備に係る検討支援業務提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること。(ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。)

提案書に記載する内容は、以下①から⑤のとおりとする。なお、提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

① 実施方針等

ア 業務の実施方針

本業務の実施方針（着眼点や留意点などを含む）を記載すること。

イ 作業計画

作業計画について、図・表を用いるなど、分かりやすく記載すること。

② 実施体制等

ア 実施体制

業務に関わる人員や命令系統を分かりやすく記載すること。

なお、業務従事者のうち責任者については、役職、職歴等を記載すること。その他の従事者については、資格など本業務に係る特記事項がある場合は記入すること。また、資格を確認できる資料（合格証書や登録証等の写し）を提出すること。

イ 類似業務の実績

完了した類似業務（過去15年間）を最大合計5件まで記載すること。

なお、業務実績が確認できる資料（契約書や仕様書等の写し）を別冊で提出すること。

ウ 実施能力

ア、イを踏まえた実施能力（幅広い知見、情報収集能力、バックアップ体制、管理体制など）について記載すること

③ 従事予定者の経験・能力

類似業務の実績や専門知識・ノウハウについて記載すること

④ 企画提案の内容

ア 現状把握・分析に向けた手順・考え方

事業スキームの比較検討に関する参考事例の抽出や整理・分析 など

イ 事業スキームの評価の手順・考え方

- ・ 事業スキーム等についての有効性の検証に係る考え方
- ・ 本市の計画等との整合性の確認方法 など

ウ 事業スキームに対する本市の関与条件の整理の手順・考え方

エ 協議や会議体等への支援の方法

⑤ その他（任意）

①～④以外に、アピールポイントや独自提案があれば記載すること

※企画提案書の作成に当たっては以下の資料等も参考とすること。なお、資料等は広島市ホームページから入手すること。

	資料名	広島市ホームページ掲載場所
1	二葉の里地区まちづくり基本計画	二葉の里地区のまちづくり 広島市公式ウェブサイト (ページ番号: 1014377)
2	二葉の里地区まちづくりガイドライン	二葉の里地区のまちづくり 広島市公式ウェブサイト (ページ番号: 1014377)
3	ひろしま都心活性化プラン	ひろしま都心活性化プラン 広島市公式ウェブサイト (ページ番号: 1017935)

(2) 提出書類

次のア、イを提出すること。

- ア 提案書正本（様式3（正本用表紙）＋様式5） 1部
- イ 提案書副本（様式4（副本用表紙）＋様式5） 11部
- ウ 共同企業体結成届等（様式2-1、2-2、2-3） 各1部（応募参加資格確認申請書提出時に提出しなかった共同企業体に限る）

(3) 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和8年7月27日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出先

12の担当部署

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(6) 留意事項

- ア 提案は、1者につき1件とする。
- イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ウ 提案書（様式5）には応募者（提出者）名を記載しない。
- エ 提出書類は返却しない。

8 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 公示日から令和8年7月15日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- イ 受付場所 12の担当部署
- ウ 受付方法 質問書（様式6）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き3日以内に質問者に直接回答するとともに、12の担当部署において、令和8年7月27日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

9 審査方法

(1) 審査

新アリーナ整備に係る検討支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、受託候補者特定基準に基づき、提案書を審査する。

(2) 受託候補者特定基準

別紙のとおり

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、審査（プレゼンテーション）を実施し、審査結果に基づいて決定する。

イ 審査会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙「受託候補者特定基準」の合計得点（150点満点）が、本市の求める最低水準（90点）に達していない場合は、受託候補者としな

ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査会で審議の上、受託候補者を特定する。

10 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

- ・ 実施日：令和8年8月4日（火）（予定） ※詳細は提案者に別途通知する。
- ・ プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：10分程度
- ・ プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(2) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

（令和8年8月中旬頃を予定）

(3) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

(4) その他

審査（プレゼンテーション）の欠席や、プロポーザルの参加を取りやめようとする場合は、審査（プレゼンテーション）実施日前日の午後5時15分までに、取下願（様式8）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

11 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、12の担当部署に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であ

り、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、12の担当部署に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、12の担当部署に申請すること。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

1.2 担当部署

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局 都市機能調整部 二葉の里地区まちづくり担当

Tel : 082-504-2709 Fax : 082-504-2309

Eメール : futaba-area@city.hiroshima.lg.jp

1.3 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規程を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

(4) 提案書に記載の技術者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、市の了解を得た場合はこの限りではない。

(5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にすることがある。

(6) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にすることがある。

(7) 応募資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。

(9) 提出された提案書等に係る内容は、最終候補者特定の目的以外で提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第6条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- (10) 別紙「新アリーナ整備に係る検討支援業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、別途発注者と協議の上契約書にその内容を記載（様式5を添付）し、履行検査にあたっては、同内容を満たしていることを確認する。